

ブロック塀等の撤去に対する助成金を交付します

志摩市では、地震等によるブロック塀等の倒壊事故防止および避難路の確保を目的に、撤去に要する費用の一部を助成します。

①対象者 次のいずれかに該当するもの

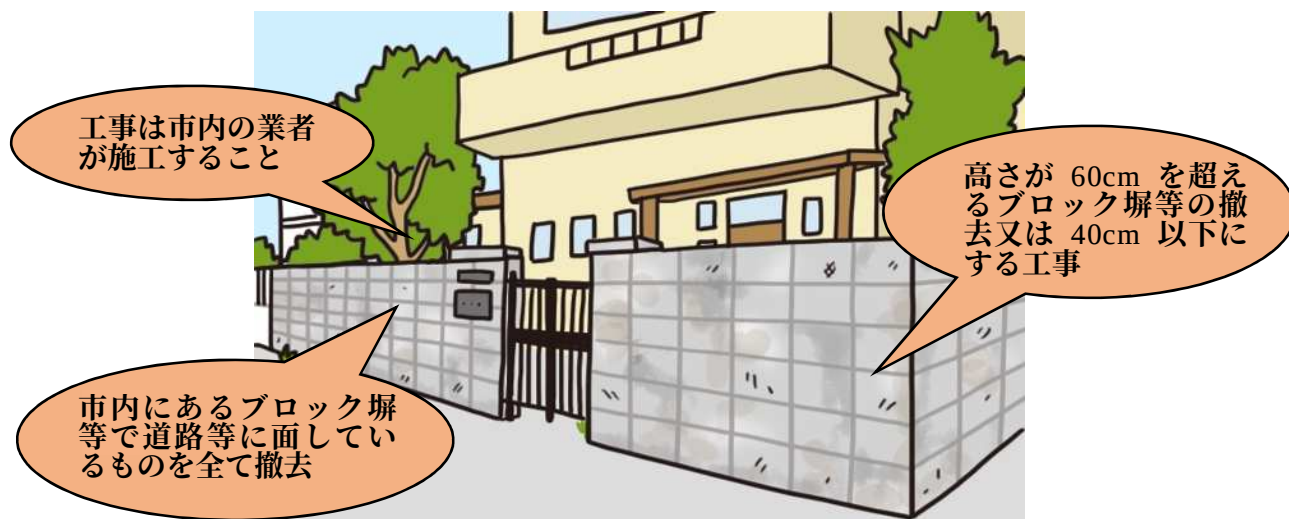
- ① ブロック塀等が定着する土地の所有者又はその世帯構成員
- ② ブロック塀等が付属する建物の所有者又はその世帯構成員
- ③ ブロック塀等の所有又は管理をする者

※市税を滞納していないこと等要件があります。

②対象工事 「志摩市ブロック塀等撤去事業助成金交付要綱」第4条に掲げる全ての要件を満たす工事

③助成金の額 地中埋設部分及び基礎を除くブロック塀等の撤去に要する経費（撤去したブロック塀等の処分に要する経費を含む。）と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり8,000円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てた額）とし、10万円を限度とする。

予算額100万円で助成金の額の上限が10万円のため募集件数は10件以上



④申し込み方法 助成金交付申請書に添付書類を添えて、都市計画課（3階17番窓口）へ直接ご提出ください（郵送等不可）。

※助成金交付申請書は、都市計画課窓口または市ホームページから入手できます。

問い合わせ 都市計画課 Tel44-0305 FAX44-5262

メールアドレス toshikeikaku@city.shima.lg.jp